

ひろびほほまなごころ！

子ども・若者の相談、支援の窓口

北名古屋市青少年センター

相談日時

月曜日から金曜日まで
9時から17時まで（祝日、年末年始は除く）

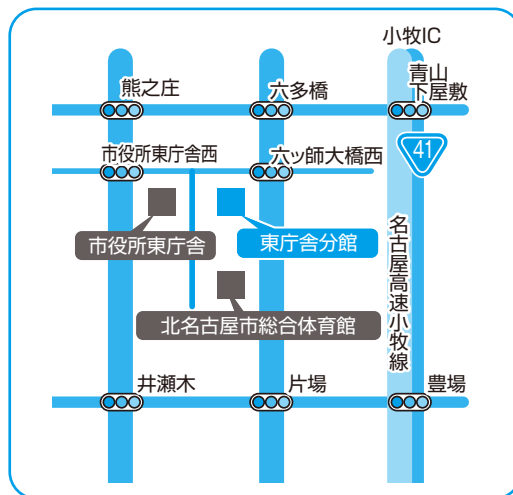
所在地

北名古屋市能田引免地 35 番地（旧東保健センター）

青少年センター窓口でのご相談は下記へ

市役所東庁舎分館 1 階
へお越しくください。

ご相談には、青少年センター指導員が対応します。
※面談希望の方は、事前に予約を入れてください。



お電話でのご相談は下記へ

☎ **0568-22-1111** (代表)

(北名古屋市役所) 内線 5422 番

※オペレーターが出ますので、「青少年センターへ」とお伝えください。

国・県・市内の各関係機関、各団体とネットワークを結び、問題解決に取り組みます。

- 教育関係機関：県立高校、大学ほか
- 福祉関係機関：児童・障害者相談センター、福祉事務所ほか
- 保健・医療関係機関：師勝保健所、NPO 団体ほか
- 警察関係機関：西枇杷島警察署ほか
- 雇用関係機関：公共職業安定所、商工会ほか

このようなお悩みや不安があれば、ひとりで悩まないでまずは相談を！

子ども・若者を取り囲む環境は雇用をはじめとして多岐にわたり厳しいものがありますが、一人で問題を抱え込んだり悩んだりせず誰もが「安心」・「共生」できるよう周りの多くの人々や機関・団体が連携し支援しています。温もりの風がいっぱい吹いています。風を感じる第一歩を踏み出していきましょう！

就学されている方へ

- ・学校へ行きたくない
- ・だれとも、話したくない
- ・お父さん、お母さんへ上手に悩みを相談できない

30歳代までの若者へ

- ・人間関係に自信が無い、悩んでいる
- ・働くための一歩が踏み出せない
- ・仕事が続かず、すぐに辞めてしまう

ご家族・保護者の方へ

- ・子どもの最近の行動に不安を感じている
- ・子どもが長時間部屋から出て来ないので心配だ
- ・働いていない子どもの将来が不安だ

正しく理解してください・・・

ひきこもり、ニートは、その人の状態を表しているもので病名などではありません。

ひきこもりとは、

さまざまな要因によって社会的な参加の場面が狭まり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態をいいます。

ニートとは、

15～34歳の若者で、仕事に就いておらず、家事も通学もしていない人をいいます。

子ども・若者支援について

子ども・若者は日本の未来の大切な「財^{たから}」です。この有為な子ども・若者の展望が明るく広がっていけるよう誰もが願って止みません。

子ども・若者ビジョン

子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第8条第1項に基づく子ども・若者育成支援推進大綱として「子ども・若者ビジョン」が作成されました。その一部を抜粋します。—「子ども・若者白書」：内閣府—

基本的な方針

① 5つの理念

- ア 子ども・若者の最善の利益を尊重
- イ 子ども・若者は、大人と共に生きるパートナー
- ウ 自己を確立し社会の能動的形成者となるための支援
- エ 子ども・若者一人一人の状況に応じた総合的な支援を、社会全体で重層的に実施
- オ 大人社会の在り方の見直し

② 3つの重点課題

- ア 子ども・若者が生き生きと、幸せに生きていく力を身につけるための取組
- イ 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する取組
- ウ 地域における多様な担い手の育成

本市では、重点課題に対して「青少年センター」が中心となり下記のとおり取り組んでいます。

- ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者への支援等
- 障害のある子ども・若者の支援
- 非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援等
- 子どもの貧困問題への対応
- 困難を有する子ども・若者の居場所づくり